

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金：上限50万円）が定められています
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金が適用されます。

平成28年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	786	H28.10.1	石川	757	H28.10.1	岡山	757	H28.10.1
青森	716	H28.10.20	福井	754	H28.10.1	広島	793	H28.10.1
岩手	716	H28.10.5	山梨	759	H28.10.1	山口	753	H28.10.1
宮城	748	H28.10.5	長野	770	H28.10.1	徳島	716	H28.10.1
秋田	716	H28.10.6	岐阜	776	H28.10.1	香川	742	H28.10.1
山形	717	H28.10.7	静岡	807	H28.10.5	愛媛	717	H28.10.1
福島	726	H28.10.1	愛知	845	H28.10.1	高知	715	H28.10.16
茨城	771	H28.10.1	三重	795	H28.10.1	福岡	765	H28.10.1
栃木	775	H28.10.1	滋賀	788	H28.10.6	佐賀	715	H28.10.2
群馬	759	H28.10.6	京都	831	H28.10.2	長崎	715	H28.10.6
埼玉	845	H28.10.1	大阪	883	H28.10.1	熊本	715	H28.10.1
千葉	842	H28.10.1	兵庫	819	H28.10.1	大分	715	H28.10.1
東京	932	H28.10.1	奈良	762	H28.10.6	宮崎	714	H28.10.1
神奈川	930	H28.10.1	和歌山	753	H28.10.1	鹿児島	715	H28.10.1
新潟	753	H28.10.1	鳥取	715	H28.10.12	沖縄	714	H28.10.1
富山	770	H28.10.1	島根	718	H28.10.1			